

保険料段階設定に関する介護保険法施行令の改正案

介護保険法施行令（平成十年政令四百十二号）

附則

（保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第九条 市町村は、第三十八条第一項第四号イ又は第三十九条第一項第四号イに掲げる第一号被保険者のうち、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であるものの当該各年度における保険料率の算定に係る第三十八条第一項第四号に定める標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この条において同じ。）及び第三十九条第一項第四号に定める割合については、これらの規定にかかわらず、これらの規定により適用されることとなる標準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。
- 2 市町村は、前項の規定により、同項に規定する標準割合又は割合を下回る割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

※ なお、今後の法制局審査により当該規定案については変更があり得ることを申し添える。

Ⅱ 財政安定化基金について

第4期計画期間における財政安定化基金について

1 会計検査院からの指摘（H20.5.21付改善処置要求）

現在、財政安定化基金の規模が交付・貸付における需要を大きく上回る都道府県も存在し、また、積立額が過剰な状況（32ページ参照）にあることについて、会計検査院から以下の改善処置要求が厚生労働大臣に対して発出されたところである。

【改善処置要求】

- (1) 多額の未貸付等基金が発生し、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めること
- (2) 標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して明確に示すとともに、各都道府県が拠出率を設定する際に基金の保有状況、貸付状況を十分に検討するなどして適切な拠出率を定めるよう個々の都道府県の状況に応じて助言すること

2 改善処置要求に対する対応

国の定める標準拠出率については、その考え方を各都道府県に示すとともに、各都道府県に対し、財政安定化基金の保有状況、交付・貸付状況等を考慮し、適切な拠出率を定めるよう必要に応じて助言してまいりたい。

なお、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することについては、貴院の指摘を踏まえ、関係機関と協議してまいりたい。

3 国が定める標準拠出率

平成21年度から平成23年度までの算定政令(※)第12条第3項に規定する財政安定化基金拠出率は、一万分の四とする。

ただし、各都道府県が条例で定める割合は、第3期計画期間末の財政安定化基金積立残額に、第4期計画期間に償還される額を加え、交付・貸付見込額を控除した額が、第4期計画期間末の積立残額として各都道府県が確保すべきと判断する額を超える場合は「零」とし、満たない場合は当該不足額を拠出できる率とする。

※算定政令…介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令

4 国が定める標準拠出率の算定の考え方

(1) 第3期計画期間の最終年度（平成20年度）の貸付額及び交付額の推計

① 貸付額の推計

第3期の次年度である平成19年度における都道府県の貸付額の合計額に、第1期及び第2期の次年度に対する最終年度の伸びの平均を乗じて推計。

$$\text{算出式} = \text{平成19年度貸付額} \times ((\text{第1期の次年度に対する最終年度の伸び} + \text{第2期の次年度に対する最終年度の伸び}) / 2)$$

② 交付額の推計

第3期の給付費等見込額に、第2期の給付費見込額に対する交付額の割合を算出し、更に過去の普通徴収収納率の状況を考慮した割合を乗じて推計。

$$\text{算出式} = \text{第3期の給付費等見込額} \times (\text{過去の普通徴収収納率の対前年度比の平均割合} \times \text{第2期給付費見込額に対する交付額割合})$$

(2) 第4期計画期間の貸付額及び交付額の推計

① 給付費等見込額に対する貸付額・交付額の割合を推計

各都道府県における第2期及び第3期計画期間における貸付額・交付額について、それぞれの計画期間の給付費等見込額に対する割合を算出し安全率(1.1)を乗ずる。

② 交付額及び貸付額の推計

第4期計画期間の給付費等見込額に対し、①で算出した割合を乗じ、貸付額及び交付額の合計額を推計。

$$\text{算出式} = \text{第4期の給付費等見込額} \times \text{①}$$

(3) 第4期償還額の推計

$$\text{算出式} = \text{第3期における貸付額(推計)} + \text{第1期貸付額を9年償還するとした保険者の第4期償還額(推計)}$$

(4) 拠出率(算定等政令第12条第3項にある算出式に基づく算出)

$$\begin{aligned} \text{拠出率} &= \frac{(\text{交付金の見込額} + \text{貸付金の見込額} - \text{償還見込額}) / 3}{\text{すべての市町村の標準給付費額等に要する費用の額の見込額}} \\ &= \frac{(34,318,262 \text{千円} - 6,966,115 \text{千円}) / 3}{22,284,584,678 \text{千円}} \\ &= 0.000409 \approx \underline{0.0004} \end{aligned}$$

5 各都道府県における拠出率の算定方法について

各都道府県の拠出率の算定にあたっては、基金の積立残額等を十分に勘案して条例で定める割合を決定していただきたい。各都道府県における拠出率や拠出額等については、別途報告を求める予定である。

なお、国が定める標準拠出率の算定方法を踏襲し、かつ積立残額を加えた算定方法は次のとおりであるため、拠出率の算定するにあたっての参考とされたい。(この算定方法については、33ページの「財政安定化基金の拠出率の算定について」を活用されたい。)

【算定方法】

① 平成20年度貸付額及び交付額の推計

- A：平成19年度の当該都道府県の貸付額
- B：当該都道府県におけるこれまでの計画期間の2年度目に対する最終年度の伸びの平均割合
- C：当該都道府県における第3期計画期間の給付費等見込額
- D：交付額の割合（普通徴収の収納率を勘案して推計）

- ・ 貸付額 = A × B
- ・ 交付額 = C × D

② 第4期計画期間の貸付額・交付額の推計

- E：第2期及び第3期計画期間それぞれの給付費等見込額に対する貸付額・交付額の平均割合※
※要介護認定者数の伸び等地域の实情に応じた安全率を乗じた割合とする。
- F：当該都道府県における第4期計画期間の給付費等見込額

- ・ 貸付額・交付額 = E × F

③ 拠出率の算定

- G：第3期計画期間末（平成20年度末）の基金積立残額
- H：第4期計画期間の償還額
- I：②で求めた第4期計画期間の貸付額・交付額
- J：第4期計画期間末（平成23年度末）において基金積立残額として確保すべき額
（例：第5期計画期間の初年度分の貸付見込額として、第4期計画期間の貸付等額の3分の1の額 等）

- ・ 「 $G+H-I-J > 0$ 」の場合、基金が余剰であるため、第4期計画期間の拠出率は「0」
- ・ 「 $G+H-I-J < 0$ 」の場合、第4期計画期間において拠出が必要であり、不足額分（ $I+J-G-H$ ）の拠出が必要。

→ 拠出率 = $(I+J-G-H) \div 3$ （国・都道府県・市町村） $\div F$

都道府県別財政安定化基金貸付・交付等の状況(平成19年度末現在)

(単位:百万円)

| 都道府県名 | 貸付金額 | 交付金額 | 貸付・交付 金額合計 (A) | 既償還金額 (B) | 19年度末現在 基金実支出額 (C)=(A)-(B) | 19年度末現在 基金積立総額 (D) | (C)/(D) |
|-------|--------|-------|----------------------|--------------|----------------------------------|--------------------------|---------|
| 北海道 | 2,368 | 432 | 2,799 | 1,894 | 905 | 14,077 | 6.4% |
| 青森県 | 4,213 | 127 | 4,340 | 3,150 | 1,189 | 4,106 | 29.0% |
| 岩手県 | 329 | 7 | 336 | 256 | 80 | 3,864 | 2.1% |
| 宮城県 | 241 | 0 | 241 | 111 | 129 | 3,680 | 3.5% |
| 秋田県 | 638 | 81 | 720 | 522 | 198 | 3,654 | 5.4% |
| 山形県 | 779 | 1 | 780 | 669 | 111 | 3,200 | 3.5% |
| 福島県 | 723 | 16 | 740 | 524 | 215 | 4,641 | 4.6% |
| 茨城県 | 409 | 25 | 434 | 328 | 106 | 3,719 | 2.8% |
| 栃木県 | 149 | 12 | 161 | 128 | 33 | 3,457 | 1.0% |
| 群馬県 | 191 | 1 | 192 | 142 | 49 | 4,628 | 1.1% |
| 埼玉県 | 400 | 24 | 424 | 295 | 130 | 8,585 | 1.5% |
| 千葉県 | 418 | 46 | 464 | 309 | 155 | 9,732 | 1.6% |
| 東京都 | 1,667 | 236 | 1,903 | 1,109 | 794 | 23,125 | 3.4% |
| 神奈川県 | 322 | 37 | 358 | 206 | 152 | 12,884 | 1.2% |
| 新潟県 | 3,343 | 33 | 3,376 | 2,405 | 971 | 5,872 | 16.5% |
| 富山県 | 1,697 | 85 | 1,782 | 1,022 | 760 | 3,290 | 23.1% |
| 石川県 | 1,348 | 36 | 1,384 | 1,199 | 185 | 2,126 | 8.7% |
| 福井県 | 4 | 1 | 4 | 4 | 1 | 2,389 | 0.0% |
| 山梨県 | 544 | 16 | 560 | 449 | 111 | 1,994 | 5.6% |
| 長野県 | 2,938 | 33 | 2,971 | 2,436 | 535 | 5,560 | 9.6% |
| 岐阜県 | 503 | 15 | 518 | 376 | 141 | 4,606 | 3.1% |
| 静岡県 | 138 | 0 | 138 | 92 | 46 | 7,376 | 0.6% |
| 愛知県 | 1,808 | 729 | 2,537 | 1,229 | 1,308 | 12,325 | 10.6% |
| 三重県 | 910 | 7 | 917 | 626 | 291 | 4,403 | 6.6% |
| 滋賀県 | 281 | 0 | 281 | 224 | 58 | 2,311 | 2.5% |
| 京都府 | 3,481 | 389 | 3,870 | 2,117 | 1,753 | 6,114 | 28.7% |
| 大阪府 | 7,091 | 437 | 7,529 | 4,727 | 2,802 | 18,305 | 15.3% |
| 兵庫県 | 3,591 | 500 | 4,091 | 2,588 | 1,502 | 11,969 | 12.5% |
| 奈良県 | 147 | 11 | 159 | 120 | 38 | 3,023 | 1.3% |
| 和歌山県 | 1,439 | 276 | 1,715 | 1,063 | 653 | 3,032 | 21.5% |
| 鳥取県 | 1,131 | 23 | 1,154 | 903 | 251 | 1,848 | 13.6% |
| 島根県 | 379 | 0 | 379 | 248 | 132 | 1,955 | 6.7% |
| 岡山県 | 900 | 15 | 915 | 855 | 61 | 5,639 | 1.1% |
| 広島県 | 2,727 | 24 | 2,751 | 2,179 | 572 | 5,253 | 10.9% |
| 山口県 | 1,906 | 43 | 1,949 | 1,351 | 598 | 4,664 | 12.8% |
| 徳島県 | 2,133 | 39 | 2,171 | 1,540 | 632 | 2,792 | 22.6% |
| 香川県 | 185 | 6 | 191 | 161 | 30 | 2,589 | 1.2% |
| 愛媛県 | 1,509 | 86 | 1,595 | 1,031 | 564 | 3,785 | 14.9% |
| 高知県 | 1,749 | 33 | 1,782 | 1,189 | 593 | 2,643 | 22.4% |
| 福岡県 | 9,916 | 790 | 10,707 | 6,418 | 4,289 | 12,394 | 34.6% |
| 佐賀県 | 826 | 0 | 826 | 674 | 153 | 2,172 | 7.0% |
| 長崎県 | 4,268 | 144 | 4,413 | 3,144 | 1,268 | 4,489 | 28.3% |
| 熊本県 | 2,712 | 157 | 2,869 | 2,202 | 667 | 5,701 | 11.7% |
| 大分県 | 183 | 2 | 184 | 143 | 41 | 3,848 | 1.1% |
| 宮崎県 | 898 | 11 | 909 | 803 | 106 | 3,229 | 3.3% |
| 鹿児島県 | 1,776 | 59 | 1,835 | 1,412 | 424 | 5,868 | 7.2% |
| 沖縄県 | 5,478 | 197 | 5,676 | 4,460 | 1,216 | 6,301 | 19.3% |
| 合計 | 80,786 | 5,242 | 86,029 | 59,029 | 27,000 | 273,219 | 9.9% |

※ 各数値については、それぞれ都道府県毎に百万円未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があり得る。

※ 「19年度末現在基金積立総額」には、国・都道府県・市町村の拠出により基金に繰り入れた額のみを計上しており、基金運用収益を含んでいない。

財政安定化基金の拠出率の算定について

1 各都道府県における拠出率の算定方法

① 平成20年度貸付額及び交付額の推計

- A: 平成19年度の当該都道府県の貸付額
- B: 当該都道府県におけるこれまでの計画期間の2年度目に対する最終年度の伸びの平均割合
- C: 当該都道府県における第3期計画期間の標準給付費及び地域支援事業費(以下、「給付費等」という。)の見込額の合計
- D: 交付額の割合(普通徴収の収納率を勘案して推計)

- ・ 貸付額 = $A \times B$
- ・ 交付額 = $C \times D$

② 第4期計画期間の貸付額・交付額の推計

- E: 第2期及び第3期計画期間それぞれの給付費等見込額に対する貸付額・交付額の平均割合※
※要介護認定者数の伸び等地域の実情に応じた安全率を乗じた割合とする。
- F: 当該都道府県における第4期計画期間の給付費等見込額

- ・ 貸付額・交付額 = $E \times F$

③ 拠出率の算定

- G: 第3期計画期間末(平成20年度末)の基金積立残額
- H: 第4期計画期間の償還額
- I: ②で求めた第4期計画期間の貸付額・交付額
- J: 第4期計画期間末(平成23年度末)において基金積立残額として確保すべき額
※例: 第5期計画期間の初年度分の貸付見込額として、第4期の貸付等額の3分の1の額 等

- ・ 「 $G+H-I-J > 0$ 」の場合、基金が余剰であるため、拠出率は「0」
- ・ 「 $G+H-I-J < 0$ 」の場合、第4期計画期間において拠出が必要であり、不足額分($I+J-G-H$)の拠出が必要。

$$\rightarrow \text{拠出率} = (I+J-G-H) \div 3(\text{国・都道府県・市町村}) \div F$$

2 算定に必要な数値

- ① 平成12年度～19年度までの貸付額及び交付額
- ② 第1期～第3期計画期間の給付費等見込額
- ③ 要介護者認定者数の伸び等地域の実情に応じた安全率
- ④ 平成16年度～19年度までの普通徴収分にかかる徴収率
*平成19年度の徴収率が確定していない場合は、15年度～18年度
- ⑤ 平成19年度末現在における基金積立残額※
※基金積立残額 = (拠出額(造成額) + 基金運用収益 + 既償還額) - (貸付額 + 交付額)
- ⑥ 平成20年度拠出額(造成額)及び償還額
- ⑦ 第1期の貸付額を9年償還するとした保険者にかかる第4期計画期間の償還額
- ⑧ 第4期計画期間の給付費等見込額
- ⑨ 第4期計画期間(平成23年度末)において基金積立残額として確保すべき額
※例: 第5期計画期間の初年度分の貸付見込額として、第4期の貸付等額の3分の1の額 等

財政安定化基金の拠出率算定シート

網掛けのセルに数値を入力。なお、金額の単位は全て千円単位。

(都道府県名:)

1 拠出率の算定に必要な数値の入力

① 平成20年度の貸付額の推計

| | 初年度 | 2年度目 | (対前年度) | 最終年度 | (対前年度) | 合計 | 給付費等見込額 (3ヶ年計) | 貸付額の 割合 |
|---------|-----|------|--------|------|--------|----|-------------------|------------|
| 第1期計画期間 | | | | | | | | |
| 第2期計画期間 | | | | | | | | |
| 第3期計画期間 | | | | | | | | |

② 平成20年度の交付額の推計

| | 最終年度 | 給付費等見込額(3ヶ年計) | 給付費等見込額に対する 交付額の割合 |
|---------|------|---------------|-----------------------|
| 第1期計画期間 | | | |
| 第2期計画期間 | | | |
| 第3期計画期間 | | | |

※ 給付費等見込額に対する交付額割合の算出(但し、③で算出した平均が、プラス(+))の場合には、第2期の交付額の割合を使用する。

$$\rightarrow (\text{第2期の割合}) \times (\text{③の平均} + 1) =$$

③ 平成16年度～19年度までの普通徴収分にかかる徴収率(小数点第1位)

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 対前年度との差の平均 |
|--------|------|------|------|------|------------|
| 普通徴収率 | | | | | |
| (対前年度) | | | | | |

(注) 19年度の徴収率が確定していない場合は、15年度～18年度とする。

④ 第2期及び第3期計画期間それぞれの給付費等見込額に対する貸付・交付額の平均割合

| | 給付費等見込額 | 貸付額 | 交付額 | 貸付・交付額 | 割合 | 平均割合 |
|---------|---------|-----|-----|--------|----|------|
| 第2期計画期間 | | | | | | |
| 第3期計画期間 | | | | | | |

⑤ 要介護認定者数の伸び等地域の实情に応じた安全率

安全率

⑥ 平成19年度末における基金積立残額

| 基金積立残額 | 拠出額(造成額) | 運用収益 | 既償還額 | 貸付額 | 交付額 |
|--------|----------|------|------|-----|-----|
| 0 | | | | | |

(注) 全て19年度末現在の数値

⑦ 平成20年度の拠出額(造成額)及び償還額

| | 拠出額(造成額) | 償還額 | 合計額 |
|--------|----------|-----|-----|
| 平成20年度 | | | |

⑧ 第1期の貸付額を9年償還するとした保険者にかかる第4期計画期間の償還額

償還額

⑨ 第4期計画期間の給付費等見込額

給付費等見込額

⑩ 第4期計画期間末(平成23年度末)において基金積立残額として確保すべき額

確保すべき額

財政安定化基金の拠出率算定シート

(都道府県名:)

金額の単位は全て千円単位。

2 拠出率の算定

① 平成20年度貸付額及び交付額の推計

$$\cdot \text{貸付額} = \begin{matrix} \text{(19年度貸付額)} \\ 0 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(平均)} \\ 0.00 \end{matrix} = \boxed{0}$$

$$\cdot \text{交付額} = \begin{matrix} \text{(第3期給付費等見込額)} \\ 0 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(第2期の割合)} \\ 0.0000\% \end{matrix} = \boxed{0}$$

② 第4期計画期間の貸付額・交付額の推計

$$\cdot \text{貸付・交付額} = \begin{matrix} \text{(第4期給付費等見込額)} \\ 0 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(第2・3期の平均割合)} \\ 0.000\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(安全率)} \\ 0.0 \end{matrix} = \boxed{0}$$

③ 拠出率の算定

ア 第3期計画期間末の基金積立残額

$$\rightarrow \begin{matrix} \text{(19年度末残額)} \\ 0 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(20年度拠出額・償還額)} \\ 0 \end{matrix} - \begin{matrix} \text{(20年度貸付額・交付額)} \\ 0 \end{matrix} = \boxed{0}$$

イ 第4期計画期間の償還額(第3期貸付額+9年償還保険者分)

$$\rightarrow \begin{matrix} \text{(第3期貸付額)} \\ 0 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(9年償還保険者分)} \\ 0 \end{matrix} = \boxed{0}$$

ウ 第4期計画期間の貸付額・交付額

$$\rightarrow \begin{matrix} \text{(②の額)} \\ 0 \end{matrix}$$

エ 第4期計画期間末(平成23年度末)において基金積立残額として確保すべき額

$$\rightarrow \begin{matrix} \text{(第4期末で確保すべき額)} \\ 0 \end{matrix}$$

【第4期計画期間末(平成23年度末)の積立残額】

$$\rightarrow \text{ア+イ-ウ-エ} = \boxed{0} \text{【結果が「0」以上の場合→拠出率は「0」】}$$

【積立残額が「0」に満たない場合】※「0」に満たない場合のみ算出

$$\rightarrow \text{ア+イ-ウ-エ} = \boxed{}$$

$$\rightarrow \text{拠出率} = \div 3 \div = $$

Ⅲ その他事務連絡

特別徴収から普通徴収に変更する際の納期の設定等について

- 介護保険制度においては、保険料を減額決定した場合等年度途中で保険料の徴収方法について特別徴収から普通徴収へと変更することがあります。その際、年金保険者との連絡等の手続に一定の時間を要することから、特別徴収を停止するには、一定期間を要します。こうした場合において特別徴収と普通徴収を同一月内において行わないよう、システムの管理等を行っていただく必要があります。

- 特別徴収から普通徴収への切り替えの際に、同一月内に同一被保険者に対し特別徴収と普通徴収を行うことは、当該被保険者に介護保険料を二重に納付している等の誤解を生じさせるおそれがあることから、以下の対応を行っていただくよう、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。
 - ① 既存のシステムにより普通徴収の納期の設定変更を行うことが可能な場合
特別徴収と普通徴収の納期が重複しないよう普通徴収の納期を特別徴収が停止した後に設定すること。

 - ② 既存のシステムが年度途中の普通徴収の納期の変更に対応できない場合
特別徴収と普通徴収の納期が重複しないよう、システムによる設定ではなく、市町村職員の手作業により計算し、普通徴収の納期を特別徴収が停止した後に設定すること。

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～（抄）

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生き育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ② 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつになっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る。

① 知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等

65歳までの継続雇用の着実な推進、65歳以上の高齢者への雇用支援策の拡充、多様な就業による生きがい対策の推進等により、知恵と経験豊かな意欲のある高齢者がいくつになっても働ける社会を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[高年齢者雇用安定法における企業の雇用確保の対象年齢の引上げ措置の定着]《厚生労働省》

○対象年齢引上げに向けたハローワークによる指導の徹底及び中小企業における65歳までの雇用機会の確保等に対する支援

[定年後の処遇体系の見直しの促進]《厚生労働省》

○希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援

[雇用保険事業による65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充]《厚生労働省》

○高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援

[「70歳まで働ける企業」支援の拡充]《厚生労働省》

○先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援

[テレワークの普及・促進]《総務省、厚生労働省、国土交通省》

○高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進するため、テレワークの普及促進の実施

[高齢者の知識・経験を活かした就業・起業支援]《経済産業省、厚生労働省》

○経験の豊かな企業のOBと中小企業等とのマッチングの推進、団塊世代等の高齢者を対象とした再就職支援や起業支援へのワンストップサービスの実施等

[シルバー人材センター事業の充実]《厚生労働省》

○生活圏域内での就業確保や女性会員向けの就業先の確保等

[ふれあい広場(仮称)事業の推進]《厚生労働省》

○空き教室等身近な地域資源を活用した、地域の高齢者が集い、それぞれの得意分野を生かした地域貢献と相互交流を促進する拠点づくり

【21年度税制改正要望を予定】

[高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討]《厚生労働省》

○高齢者を多数雇用する場合に取得する機械等の償却の特例等[所得税・法人税等]

【制度的な見直しを検討】

[意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置を検討]《厚生労働省》

○高年齢者雇用促進の観点からの在職老齢年金制度の見直しの検討

※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点について検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔募集・採用における年齢差別禁止の徹底〕《厚生労働省》

○都道府県労働局・ハローワークにおける指導等の徹底

②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

在宅での医療サービスの提供、介護との連携、地域コミュニティでの生活支援に係る体制の整備と人材の確保を進め、療養や介護が必要な状態でも住み慣れた地域や家庭で質の高い生活が送れるよう、あるべき医療・介護・福祉サービスの全体的な姿を明らかにし、その実現に向けた取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実〕《厚生労働省》

○切れ目のない療養を支援するためのネットワークの構築、広域対応型訪問看護ネットワークセンターの設置、居宅での緩和ケアに関する専門研修の実施等在宅医療を担う人材の養成

〔認知症の方が安心して生活することができるための対策の推進〕《厚生労働省》

○認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、認知症介護の専門家等が対応するコールセンターの整備など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高めるための総合的な取組を行うプロジェクトの推進

〔介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援〕《厚生労働省》

○介護労働者に係るハローワークの人材確保支援の強化

○介護労働者の雇用管理改善を実施する事業所に対する支援

〔福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進〕《厚生労働省》

○新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進、潜在的有資格者等の参入支援、高校等と事業者が連携した進路指導の支援

〔地域のつながりにより表面化しにくい生活上の様々な課題を早期発見し支援する体制づくり〕
《厚生労働省》

○孤立死防止のための全戸訪問調査や災害時要支援者把握のための支援マップづくり等

〔低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進〕《国土交通省》

○低所得の高齢者が適切な負担で入居可能な公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の供給を促進

〔ケア付き住宅の整備促進〕《国土交通省、厚生労働省》

○高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公的賃貸住宅団地等の地域の福祉拠点としての再整備(安心住空間創出プロジェクト)とケア付き住宅の整備を促進

〔地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進〕《経済産業省》

○ソーシャルビジネスの普及やソーシャルビジネスを担う人材の育成、ノウハウの他地域への移転の支援等

【制度的な見直しを検討】

〔高齢者の居住の安定確保〕《国土交通省、厚生労働省》

○自治体による計画の策定など、高齢者の居住の安定確保に必要な措置を講ずるための法整備を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す

【20年度中に検討】

〔「安心と希望の介護ビジョン」(仮称)の策定〕《厚生労働省》

○認知症や1人暮らしの高齢者の増加等に対応した地域ケアの構築、介護従事者の人材確保、重介護や医療ニーズを抱えた高齢者の地域での生活を支える医療、介護サービスの一体的提供(地域包括ケア)の実現等の課題に対し、あるべき地域のケアの姿を提示(20年中)

〔介護報酬等の見直し〕《厚生労働省》

- サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定

【20年度中に対応を検討】

〔介護予防の効果的な推進〕《厚生労働省》

- 介護予防サービスによる高齢者の心身の状態及び活動状況等の変化並びに費用対効果の分析、その結果を踏まえた効果的な介護予防の展開の検討

〔地域コミュニティ活動の連携の場の構築支援〕《総務省》

- 地域によって異なるコミュニティの機能・役割に応じた連携・協力の「場」についての調査・研究と今後の施策の方向性の検討

〔地域ケア体制の計画的な整備の推進〕《厚生労働省》

- 地域に必要な医療療養病床の確保を図りつつ、療養病床の転換を円滑に進め、地域ケア体制整備構想及び第4期介護保険事業(支援)計画に基づく地域ケア体制の計画的な整備を推進するため、介護療養型老人保健施設の経営や入所者の実態について調査を行い、必要に応じて介護報酬を適宜見直すなど必要な支援策の検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔有料老人ホームやケアハウス整備の促進〕《厚生労働省》

- 地域介護・福祉空間整備交付金等を活用した、学校等の余剰公共施設の転用による民活型でのケアハウス等の整備促進

〔介護従事者のキャリアアップと事務負担の軽減〕《厚生労働省》

- 介護従事者のやりがいを高めるための研修の確保等キャリアアップの仕組みの構築
- 事務手続・書類の削減・簡素化

〔福祉用具の開発の推進〕《厚生労働省、経済産業省》

- 研究開発助成の充実による福祉用具の実用化・商品化の促進

③その他

〔確定拠出年金制度の見直し〕《厚生労働省、経済産業省》

- 掛金拠出年齢上限(企業型)を60歳から65歳に引き上げるため、継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指す
- 拠出限度額の引上げ、企業型確定拠出年金における従業員による掛金拠出(マッチング拠出)の導入、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大(21年度税制改正要望予定)

〔リバースモーゲージの普及促進〕《国土交通省》

- 民間金融機関によるリバースモーゲージ(住宅改良資金融資)に対し、住宅金融支援機構による融資保険制度の適用を拡充(21年度概算要求予定)

〔高齢者等の住み替え支援〕《国土交通省》

- 高齢者等の住み替え支援(高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸し、高齢者等は高齢期に適した住まいへの住み替え等を行う)について、モデル事業(18~20年度)の成果の提供と住み替え支援の普及
- 住宅金融支援機構による証券化支援事業(フラット35)の拡充(住み替え先の住宅の建設・購入資金への融資に係る要件緩和等)(20年度に措置)

〔高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等〕《厚生労働省》

- 長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会の決定(20年6月)に基づく、保険料の軽減対策や年金からの保険料支払いの見直し(口座振替への切り替え)等の着実な実施(20年末までに検討)及び今後の与党における検討を踏まえた対応

〔高額療養費の現物給付化及び高額医療・高額介護合算制度の周知〕《厚生労働省》

- 20年度より設けられた高額医療・高額介護合算制度、19年度から70歳未満の方に拡大された入院等に係る高額療養費の現物給付化について周知